

「市長への手紙」HP掲載データ（平成29年5月分）

見出し	2905-19 就学援助の適正な認定について
ご意見	就学援助を受けているのに、ぜいたくな生活を送っている人がいる。申し込んだ後の生活状況をしっかりと調べ、援助が本当に必要か見極めてほしい。
回答	就学援助の認定については、生活保護基準をもとに設定した久慈市準要保護者認定基準により、同居家族を含めた収入により審査しています。認定後に家計の状況が好転した場合は、就学援助の取り直し申出をしなければならないこととしており、また、虚偽の申請等が認められる場合は、認定を取り消すこととしております。申請内容と実態が異なる場合は、学校、民生委員の協力のもと調査を行うなど、適正な事業実施に努めてまいります。
担当課	教育総務課 電話：52-2154